東大阪市災害時個別避難計画作成に係る福祉専門職への報酬交付要綱

（趣旨）

1. この要綱は、避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）に対し、災害時における個別避難計画（以下「計画」という。）の作成を促進することを目的として、介護支援専門員又は相談支援専門員等（以下「福祉専門職」という。）に対する計画作成のための報酬（以下「報酬」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支給の対象）

1. 報酬の支給対象となる経費、額等は別表１に定めるとおりとし、福祉専門職が所

属する居宅介護支援事業所又は相談支援事業所等（以下「事業所」という。）に対し予算の範囲内で支給する。

（支給の要件）

1. 報酬の支給にあたっては、以下に示す要件に従い、福祉専門職が要支援者の避難

のための計画作成及び作成された計画に係る大幅な更新（避難支援者の割り当てや要支援者の属性に係る軽微な変更等は対象としない。）を行った場合に限る。

1. 原則として、当該要支援者の担当者もしくは市から依頼を受けた福祉専門職が計画を作成すること。
2. 要支援者やその家族などから、聞き取り等により計画作成に必要な要支援者の状況を把握すること。
3. やむを得ない場合を除き、要支援者、家族、自治会、自主防災組織、地域住民、支援者等とともに、避難誘導時の配慮事項等について検討する調整会議に参加すること。
4. 計画は前項(3)に定める調整会議の内容を踏まえたものであること。

（支給の申請）

1. 事業所が報酬の支給を受けようとするときは、市長に対し、報酬支給申請書兼請

求書（様式第１号）に別表１に掲げる書類を添え、指定する時期までに提出しなければならない。

（支給の決定）

1. 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査をす

るとともに、必要に応じて現地調査等を行い、当該申請に係る報酬を支給すべきものと認めた場合は、支給申請兼請求者が次に掲げる者（以下「暴力団等」という。）のいずれかに該当するときを除き、報酬の支給を決定し、報酬支給決定兼支払通知書（様式第２号）により通知し、支給するものとする。

1. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団
2. 東大阪市暴力団排除条例（平成２４年東大阪市条例第２号）第２条第３号に規定する暴力団密接関係者

（支給決定の取消）

第６条 事業所が次の各号に該当するときは、当該支給決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により報酬の支給の決定を受けた場合

(2) 暴力団等であることが判明した場合

(3) その他この要綱の規定に違反した場合

２ 前項の取消の決定を行った場合には、その旨を報酬支給決定取消通知書（様式第３号）により、当該事業所に通知するものとする。

（報酬の返還）

第７条 前条第１項の取消を決定し、当該取消に係る報酬が既に支給されている場合は、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（警察署長からの意見聴取）

第８条　市長は、報酬の支給に関し、必要があると認めるときは、事業所が暴力団等であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くことができる。

（調査及び指示）

第９条 この要綱に定めるもののほか、報酬の支給に係る予算の執行の適正を期するために必要があると認めた場合は、本事業に関する調査又は事業所に対する指示を行うことができる。

（補則）

第１０条 この要綱の実施に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和３年１１月２９日から施行する。

別表１

|  |  |
| --- | --- |
| 関係条項 | 内　 容 |
| 第２条 | （対象経費）  １ 第３条の方式で計画を新規作成したことに対する報酬  計画１件につき7,000 円  ２ 第３条の方式で作成した計画を更新・修正したことに対する報酬  計画１件につき7,000 円 |
| 第４条 | （添付書類）  １　第３条の方式で計画を新規作成したことに対する報酬  〇 福祉専門職が作成した個別避難計画書の写し  ２　第３条の方式で作成した計画を更新・修正したことに対する報酬  〇 福祉専門職が更新した個別避難計画書の写し |